資料２

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業
指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル

審査基準

令和４年４月

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室

第１　総則

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、県が陸前高田オートキャンプ場施設整備事業（以下「本事業」という。）いう。）を実施する事業者の募集及び選定を行うに当たって、参加者に告知する、陸前高田オートキャンプ場施設整備事業指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）と一体のものとして取り扱う。

審査基準は、優先交渉権者を決定するに当たって、参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第２　審査の枠組み

１　審査方法

本事業は、施設の管理運営業務、設計業務及び工事施工業務の各業務を通じて事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、県は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。

２　審査体制

参加者から提出された提案書については，「陸前高田オートキャンプ場施設整備事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案を選定する。県は、その審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

第３　優先交渉権者の決定までの手順

１　審査の手順

本事業における優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次の手順で実施する。なお、図中右囲みの「県」又は「選定委員会」は、手続の実施者を示すものである。

２　参加資格審査

県は、参加表明書等提出時の提出書類（様式１～３）から、実施要項第３の３に記載する「資格要件」について確認し、その確認結果を各参加者に対して通知する。資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

３　提案金額の確認

県は、参加者から提出された価格提案書（様式６）の提案価格が実施要項第１の３(6)に記載する予算上限額を超えていないことを確認する。提案価格が上限額を超えている場合は、失格とする。なお、本プロポーザルで確認する項目は、「ウ　その他制限」を除く「調査設計業務及び建設工事の合計額」とその内訳（「ア　調査設計業務」、「イ　建設工事」）とする。

４　技術提案書の確認

県は、参加者に求めた提案書類（様式４～９）が全て揃っていること、指定した様式に必要事項が記載されていること等、書類に不備がないことを確認する。書類に不備がある場合は、失格とすることがある。

５　要求水準の確認

県は、参加者から提出された要求水準チェックリスト（様式９）に記載された内容が要求水準を満たしていることを確認する。要求水準が満たされていない場合は、失格とする。

６　加点項目審査及び最優秀提案等の選定

選定委員会は、技術提案書（様式７、９）に記載された提案金額以外の提案内容及び価格提案書（様式６）に記載された提案金額について、加点項目審査として総合的に審査を行う。

提案内容及び提案金額については、第４の２の得点化方法に従って、それぞれ得点化する。選定委員会は、提案金額以外に関する審査項目の得点と、提案金額に関する得点の合計（以下「評価点」という。）が 80 点以上であり、かつ最も高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として選定する。

７　優先交渉権者等の決定

県は、選定委員会の審査結果及び選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点を決定する。

第４　加点項目審査

選定委員会は、要求水準を満たしていることを確認した提案について、加点項目審査を行う。

１　加点項目審査の項目別配点

加点項目審査における項目別の配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
基本要件	80 点
ア　陸前高田オートキャンプ場が有する機能の発揮	20 点
イ　事業実施体制	10 点
ウ　適切な工程・計画	10 点
エ　コスト削減に対する創意工夫	10 点
オ　維持管理に対する配慮	10 点
カ　環境（利用環境、周辺環境）に対する配慮	10 点
キ　提案金額	10 点
用地造成工事	20 点
センターハウス改修整備	20 点
サニタリーハウス改修整備	20 点
ケビンの改修整備	20 点
グランピング施設の新設整備	20 点
その他独自に配慮した点	20 点
合計（評価点）	200 点

２　得点化方法

(1)　提案金額以外に関する審査項目の得点化方法

提案金額以外に関する審査項目の審査においては、各審査項目について次に示す４段階評価により採点する。

判断基準	評価	得点化方法
当該項目について、提案が特に優れており、大きな効果が期待できる。	A	配点×1.0
当該項目について、提案が優れており、効果が期待できる。	B	配点×0.8
当該項目について、提案が適切である。	C	配点×0.5
当該項目について、提案が不適切又は提案が無い。	D	配点×0.0

(2)　提案金額の得点化方法

提案金額の得点は、次に示す式により算出する。なお、端数が出た場合は、小数点以下第２位を四捨五入し，小数点以下第１位までを求める。

提案金額の得点＝全参加者中の最低提案金額÷各参加者の提案金額×提案金額の配点

３　提案金額以外に関する審査の視点

提案金額以外に関する審査の視点は、次のとおりとする。

(1) 基本要件

ア　陸前高田オートキャンプ場が有する機能の発揮　（対応様式：様式７（第１面)、様式９）

・　陸前高田オートキャンプ場の設置目的と役割を十分に理解し、東日本大震災津波からの復興や地域経済に寄与する施設の運営などがされるか。

イ　事業実施体制　（対応様式：様式７（第１面)、様式９）

・　事業期間中、確実かつ円滑に実施できる体制を構築されているか。

ウ　適切な工程・計画　（対応様式：様式７（第１面)、様式８、様式９）

・　設計・施工一括発注方式のメリットを生かした工期短縮に努め、履行期限までに完了できる具体的な計画となっているか。

エ　コスト削減に対する創意工夫　（対応様式：様式７（第１面)、様式９）

・　本要求水準書の内容を遵守しつつ、イニシャル・ランニングの両面からの総合的なコスト削減のための創意工夫がされているか。

オ　維持管理に対する配慮　（対応様式：様式７（第１面)、様式９）

・　施設や設備の保守・点検作業や清掃、更新等が効率的かつ容易に行えるよう、メンテナンス性に配慮されているか。

・　立地特性を考慮し、施設や設備の耐久性、耐候性、安全性に配慮されているか。

カ　環境（利用環境、周辺環境）に対する配慮　（対応様式：様式７（第１面)、様式９）

・　すべての利用者が安全で快適に施設を利用できるよう配慮されているか。

・　周辺環境との調和等景観に配慮されているか。

キ　提案金額　（対応様式：様式６）

(2) 用地造成工事　（対応様式：様式７（第２面)、様式９）

・　テントの大型化に対応できる施設となるか。

・　イニシャルコスト、ランニングコスト及び運用上の信頼性において最も有利と考える整備及び施設となるか。

・　既存の電源設備を活用できるなど利用者の利便性向上につながる整備をしているか。

(3) センターハウス改修整備　（対応様式：様式７（第２面)、様式９）

・　周辺景観と調和するような外観となっているか。

・　地域の観光関連産業と連携できるような特産品販売を行うことができる施設となっているか。

・　キャンプ場利用者のニーズに沿った機能の整備や利便性向上に配慮された施設となっているか。

(4) サニタリーハウス改修整備　（対応様式：様式７（第２面)、様式９）

・　周辺景観と調和するような外観となっているか。

・　キャンプ場利用者のニーズに沿った機能の整備や利便性向上に配慮された施設となっているか。

(5) ケビンの改修整備　（対応様式：様式７（第２面)、様式９）

・　周辺景観と調和するような外観となっているか。

・　キャンプ場利用者のニーズに沿った機能の整備や利便性向上に配慮された施設となっているか。

(6) グランピング施設の新設整備　（対応様式：様式７（第２面）、様式９）

・　周辺景観と調和するような外観となっているか。

・　キャンプ場利用者のニーズに沿った機能の整備や利便性向上に配慮された施設となっているか。

(7) その他独自に配慮した点　（対応様式：様式７（第３面））

・　施設運営や整備内容について、その他独自に配慮した点（効果的な追加提案）